

ウイルスチェックゲートウェイサービス利用規約

以下に定める利用規約(以下「本規約」といいます。)をよくお読みください。本サービス(第1条にて定義します。)への申込みは、当社の IP 通信網サービスのホームページ(<http://www.bit-drive.ne.jp>) (以下「本件ホームページ」といいます。)又はソニービジネスソリューション株式会社(以下「当社」といいます。)の所定の本サービスの利用申込用紙を通じて行うものとします。申込希望者(第9条にて定義します。)は、本サービスの利用申込用紙に必要事項を記入し、当社に提出することにより本規約の内容に同意したものとみなします。

第1条 (本規約の目的)

1. 本規約は、当社が提供する「ウイルスチェックゲートウェイサービス」(以下「本サービス」といいます。詳細は第4条にて定義します。)の利用について定めます。
2. 本規約第9条及び第10条に従って、本サービスの利用契約を結んだ者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 (本規約の範囲)

1. 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係について適用されるものとします。
2. 当社が本サービスを円滑な運用を図るために必要に応じて契約者に通知(本件ホームページでの掲載も含みます。以下同じとします。)する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 (本規約の変更)

当社は本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することができるものとします。かかる場合、契約者は30日以内に本サービスを解約しない限り、かかる本規約の変更について承諾したものとみなします。

第4条 (用語定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 IP通信網サービス	当社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 IP通信網サービス取扱所	当社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 コンピュータウイルス	第三者のプログラムやデータに対して意図的になんらかの被害を及ぼすように作られたプログラム
7 電子メール	メールアドレスを使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送などを行うこと
8 ウィルスチェックゲートウェイサービス	IP通信網を利用して転送された電子メールを当社が別に定めるコンピュータウイルススキャン装置内でスキャンし、添付ファイル等に含まれるコンピュータウイルスを検知・駆除及びその添付ファイル等を削除するサービス
9 ドメイン名	JPNIC等によって割り当てられる組織を示す名称
10 自営端末設備	IP通信網契約者が設置する端末設備
11 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、自営端末設備以外のもの
12 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
13 メールサーバー	メールサーバーの機能を備えたサーバー(メールサーバー機能)と他のサーバー機能を兼ね備えた複合サーバーを含みますがこれに限りません。のうち、グローバルIPアドレスを用いて電気通信を媒介しているもの(契約者がメールサーバー機能と他のサーバー機能を兼ね備えた複合サーバーを使用している場合でメールサーバー機能を利用していない場合であっても、当該複合サーバーは本項に定める「メールサーバー」に該当するものとします。
14 IPv4	IP通信網でデータを伝送交換するためのプロトコルのひとつ。インターネットプロトコルバージョン4の省略した表記。

第5条 (本サービスの適用範囲)

1. 本サービスの適応対象は、IPv4によるIP通信とします。
2. 当社は、本サービスの適用対象となるメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が別途定める機器(以下「ウイルスチェックゲートウェイ」といいます。)で検知し、駆除、削除を行います。但し、検知可能なウイルスに基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額(注)により対応可能なウイルスとします。又、本サービスは、電子メール受信用自営端末内(同一ドメイン間)での電子メールの送受信に関しては適用されないとします。
3. 本サービスは、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りに機能を有すること、その動作に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。(注)当社が別途定めるウイルスパターンファイルとは、シマンテック・コーポレーションが下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、シマンテック・コーポレーションが当該ウイルスパターンファイルを更新した場合、当社にてかかる更新されたウイルスパターンファイルを採用するのは、かかる更新時刻より24時間以降とします。
<http://www.bit-drive.ne.jp/cgi-bin/jumppage/jumppage.cgi?pageNo=30>
(シマンテック・コーポレーション)

第6条 (本サービスの制限)

1. 本サービスの適用対象となるメールサーバー(以下「本メールサーバー」という)にて送受信された電子メールの数量(架空のメールアドレスに対する送信の結果、送信先メールアドレスに対して返送された電子メール等を含みますがこれに限られません。)がウイルスチェックゲートウェイの処理能力をこえる場合、本サービスの提供に支障をきたす可能性があります。かかる数量は同一ドメイン、メールアドレス10個ごとに1時間あたり1,000通を目安としておりますが、1時間あたり1,000通をこえない場合であっても、当社は当社の裁量にて、本サービスの提供に支障がでると判断するときは、当社が適切と考える次の措置を法令上可能な範囲で講じることができるものとします。
 - 1) 本件メールサーバーから送信する電子メールの一時的な配信停止
 - 2) 本件メールサーバー宛に特定のメールサーバーから配信される電子メールの一時的な受信拒否
 - 3) ウィルスチェックゲートウェイに蓄積された電子メールの配信停止及び一定期間経過後の削除
 - 4) その他当社が下記のURLに掲示する措置を含む当社が適切と考える措置
<http://www.bit-drive.ne.jp/cgi-bin/jumppage/jumppage.cgi?pageNo=31>

第7条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社のIP通信網サービス契約約款第5条(提供区域)に準じるものとします。

第8条 (契約単位)

契約者は、1つの本サービスの利用契約を当社との1つの第1種、第2種IP通信網サービス契約につきそれぞれ締結する必要があります。

第9条 (本サービスの申込方法)

1. 本サービスの申込みを希望する者(以下「申込希望者」といいます。)は、次に掲げる事項を当社所定の契約申込書(紙面又は電子データ)に記載し、契約事務を行う当社指定のIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。
 - 1) 申込希望者が加入しているIP通信網サービスに係るアカウント番号
 - 2) ドメイン名(契約者が使用しているサブドメインを含む)
 - 3) 本サービスを利用する電子メール受信用自営端末設備のIPアドレス
 - 4) その他本サービスの申込みの内容を特定するために当社が要求する事項

第10条 (利用申込の承諾)

1. 当社は、申込希望者から本サービスの利用申込があった場合は、本サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、本サービスの申込みを受け付けたい順序に従ってかかる利用申込を承諾します。
2. 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。
 - 1) 申込希望者が第1種、第2種IP通信網サービス契約者でないとき
 - 2) 申込希望者が本規約に定める条項に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - 3) 当社が本サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき
 - 4) 申込希望者がIP通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - 5) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
3. 当社は申込希望者による本サービスの利用申込を承諾した後であっても、前項のいずれかに該当するおそれがある場合、当社はその承諾を取り消すことができます。

第11条 (本サービスの内容変更)

当社は必要に応じて契約者の承諾を得ることなく、本サービスの内容変更を行うことができるものとします。かかる変更について、当社は本件ホームページ上、もしくは当社が適当と判断する方法にて契約者に通知するものとします。

第12条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを、有償、無償を問わず、営利を目的として利用することができません。

第13条 (知的財産権)

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供することの一切の物品(以下「提供物」といいます。提供物には本規約、取扱いマニュアルなども含まれます。))に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)及び著作人格権、特許権、商標権、並びにノウハウなどの一切の知的財産権は、当社または原権利者(注)に帰属するものとします。
2. 契約者は、提供物の取扱いに關し、以下の事項を遵守するものとします。
 - 1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - 2) 複製、改変、編集などを行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないこと
 - 3) 営利目的の無償を問わず、本サービスを受ける権利の譲渡、担保設定、再許諾、再販売などを行わないこと
 - 4) 著作権表示などを削除、変更しないこと。(注)原権利者にはシマンテック・コーポレーション、株式会社シマンテックが含まれます。

第14条 (本サービスの中断・中止)

1. 当社は、次の場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断・中止することがあります。
 - 1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - 2) 第1種、第2種IP通信網サービス契約に係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき
 - 3) IP通信網サービス契約約款第40条(通信利用の制限)に該当する事由が発生したとき
 - 4) 天災、事変、その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
 - 5) 当社が設置する電気通信設備又は本サービスに係るソフトウェアの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
 - 6) その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止・中断することが望ましいと判断したとき

第15条 (本サービスの終了)

1. 当社は、次の場合、本サービスの提供を終了することができるものとします。
 - 1) 本サービスに係る電気通信設備等を提供する事業者が、かかる事業を終了したとき
 - 2) ソフトに起因する障害等により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき
 - 3) その他本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難なとき
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を終了する場合は、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知します。

第16条 (利用資格の停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると判断したときは、契約者の本サービスの利用資格を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。
 - 1) 本サービスの利用料金、第1種、第2種IP通信網サービス契約に係る電気通信サービスの利用料金、及びその他の債務について、支払期限を超過し、且つ当社が催告をおこなったにもかかわらず、なお支払わないとき
 - 2) 当社の名譽若しくは信用を毀損したとき
 - 3) 第12条(営業活動の禁止)、第13条(知的財産権)第2項、及び第24条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき
 - 4) 第6条(本サービスの制限)に言及する、当社が本サービス提供に支障がでると判断する数量の電子メールの送受信を行ったとき
 - 5) 前四号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると当社が判断する行為をしたとき
 - 6) 当社に損害を与えたとき
 - 7) その他、契約者として不適当と当社が判断したとき

第17条 (当社による契約解除)

1. 当社は、次に定める事由のいずれかが発生した場合、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
 - 1) 当社は、第16条に従い、契約者の本サービスの利用資格を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なお、かかる利用資格の停止の原因となった事実が解消されないとき
 - 2) 第16条の各号に定める事実が存在し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、契約者の本サービスの利用資格の停止のみでは不十分と当社が判断したとき
 - 3) 契約者が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 4) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき
 - 5) 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき
2. 前項の各号に規定する場合に加え、第14条に定める本サービスの利用の中断・中止の期間が、かかる中断・中止をした日から起算して1年間を経過した場合、当該1年間を経過した日において本サービスの利用契約は解除されるものとします。
3. 当社は、本サービスの利用契約を解除する際、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知したうえで、催告なく本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第18条 (契約者による契約解除)

契約者は、当社が別途定める方法に従って、当社に届け出を行うことにより、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第19条 (契約終了後の措置)

1. 本規約に従い、本サービスの利用契約が解除された場合又は本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い、本サービスの利用終了にかかる手続きを行うものとします。
2. 契約者は、別紙「料金表」の第4項(2)及び第5項に従い本サービスの利用料の支払いを行うとともに、本サービスに関連して発生した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた本サービスの利用料については一切払い戻ししません。
3. 本サービスの利用契約が解除された場合又は本サービスの利用契約が終了した場合でも第13条(知的財産権)、本条(契約終了後の措置)、第23条(責任の制限)、第27条(情報の取扱)、第29条(準拠法)、第30条(紛争の解決)については、効力を有するものとします。

第20条 (料金)

当社が提供する本サービスの利用料金は別紙「料金表」に定めるものとします。

第21条 (利用料の支払い義務)

1. 契約者は、本サービスの提供を開始した日から起算して当該本サービス契約の解除があった日の前日までの期間(以下「契約期間」といいます。提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料(別紙「料金表 第1利用料」に規定する料金をいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。
2. 契約期間において、第16条(利用資格の停止)に定める事由により、契約者が本サービスを利用することができない状態が生じた場合、契約者はかかる期間中の本サービスの利用料を負担するものとします。
3. 前項にかかわらず、以下に定める事由により、契約者が本サービスを利用できない期間の本サービスの利用料(下記表の右欄に記載しております。)については、契約者は一切負担する必要がありません。
4. 当社は、契約者が支払いを要しないこととされた利用料金を既に支払っているときは、かかる支払済み利用料金を契約者に返還します。
5. 当社は、必要に応じて、契約者の承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる利用料金の変更については、当社より、当社が適当と判断する方法にて、契約者に通知された時点で効力を生じるものとします。

事由	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、IP通信サービス及び本サービスを全く利用できない状態(IP通信サービス及び本サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄又は3欄に起因する事象に該当する場合を除きます。)に、かかる事情を当社が知った時刻(以下「起算時刻」といいます。)から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	起算時刻以後の利用できない時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料。
2 契約者回線等の移転又は相互接続点の所在地の変更に伴って、IP通信サービスを利用できなかった期間が生じたとき。	IP通信サービスを利用できなかった日から起算して、再び利用できる状態になった日の前日までの日数に対応する利用料。
3 IP通信サービスの接続休止及び本サービスの停止を行ったとき。	IP通信サービスの接続休止及び本サービスの停止を行った日から起算して、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応する利用料。

第22条 (設定手数料の支払義務)

契約者は、別紙「料金表 第2 設定手数料」に従って、設定手数料を当社に支払うものとします。

第23条 (責任の制限)

1. 当社は、本サービスの提供において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は第21条第2項の表中で定める起算時刻以後、その状態が連続した時間について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料の日割額(24時間の倍数を超える部分については考慮に入れないものとします。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 契約者は、本サービスを利用する場合、本件メールサーバーを利用して1通につき100メガバイトを超過する容量の電子メール(電子メール本文及び添付物を含む、以下同じ)の送受信が行えなくなることを了承するものと、契約者が本項に定める容量制限を越える電子メールの送受信を行うことよって生じる一切の損害に対して、当社は責任を負わないものとします。
4. 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者も含みます。)に何らかの損害を与えた場合、あるいは当該契約者が何らかの損害を第三者から受けた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由(本サービスの提供に必要な設備、ソフトウェアの不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、電子メールの紛失を含むがこれに限りません。)があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
6. 当社が本サービスの利用契約において、契約者に賠償する金額は、当社の履行又は不履行による損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであっても、契約者に損害が発生した時点から起算して直近6ヶ月間に当社が契約者から受領した本サービスの利用料を超えないものとします。

第24条 (利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - 1) 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
 - 2) 本サービスを違法な目的で利用する行為。
 - 3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - 4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。
 - 5) 当社の設備に無権限でアクセスする行為。
 - 6) メールサーバーの設定をオープンリレー、第三者中継又はこれに類する機能を許可する設定にする行為。
 - 7) 本サービス及びその他当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為。
 - 8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、及び当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
 - 9) その他各号に該当する恐れがある行為又はこれに類する行為。
2. 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要費用を支払うものとします。

第25条 (設備等の準備及び設定の確認)

1. 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なコンピューター端末、通信機器、通信回線その他の設備を保持し管理するものとします。
2. 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用は、本サービスの利用料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。
3. 当社は、当社が契約者に付したIPアドレスを使用してインターネットに接続される契約者の機器の設定がオープンリレー、第三者中継又はこれに類する機能を許可する設定になっていないことを、当社の裁量にて確認することができるものとします。

第26条 (権利義務の譲渡)

契約者は本規約より生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

第27条 (情報の取扱)

1. 契約者は本サービスの利用に関して、当社が別途定める情報(「指定情報」といいます。)の登録を当社の指示に従って行うものとします。
2. 当社は、指定情報及び当社が本サービスを提供する際に知得する契約者の情報を、以下の各号に該当する場合を除き、第三者に開示又は提供しないものとします。
 - 1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合。
 - 2) 開示又は提供につき、契約者の合意を得た場合。
 - 3) 契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合。
 - 4) 契約者に対する本サービス提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合。
 - 5) 当社または契約者の生命、身体、自由、財産、権利および名誉を保護する必要がある場合。

第28条 (分離性)

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第29条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

第30条 (紛争の解決)

1. 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について契約者と当社に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の所屬管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2008年6月13日より実施します。

附則

(実施期日)
1 本規約は、2009年9月1日より実施します。

(経過規定)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の本規約の規定により締結している当社との契約は、この改正実施の日において、改正後の規約の規定による当社との契約とみなします。

附則

本規約は、2010年4月1日より実施します。

附則

本規約は、2011年6月15日より実施します。

附則

本規約は、2011年8月2日より実施します。

附則

本規約は、2011年12月12日より実施します。

附則

本規約は、2012年1月16日より実施します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、利用料については、暦月に従って計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
3. 当社は、利用料については、暦月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

(月額料金の日割)

4. 当社は、以下に定める場合は、その月の月額利用料を利用日数に応じて日割計算します。

- 1) 月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。
 - 2) 月の初日以外の日に本契約の解除があったとき。
 - 3) 1)及び2)の場合を除いて、月の初日以外の日に利用料の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
5. 前項の規定による利用料の日割は、その月の日数により行います。

(端数処理)

6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7. 本サービス契約者には、料金及び登録・変更に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
8. 料金及び登録・変更に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
9. 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

第21条(利用料の支払義務)から第22条(設定手数料の支払義務)での規定その他この約款の規定により支払いを要する料金の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1 利用料

1 適用

ウイルスチェックゲートウェイサービスの利用料については、同一ドメインにおけるメールアドレス10個ごとに適用します。

2 料金額

契約者は、ウイルスチェックゲートウェイサービスの利用料として、同一ドメイン、メールアドレス10個ごとに月額金2,000円を当社に支払うものとします。

第2 設定手数料

1 適用

設定手数料とは、契約者のドメインの変更及びメールサーバーのIPアドレスの変更をいうものとします。

2 料金

契約者は、契約者のドメインの変更及び/又はメールサーバーのIPアドレスの変更に関する申込1回につき、設定手数料として、金5,000円を当社に支払うものとします。

<本件お問合せ先>

受付時間 9:00~18:00(月曜~金曜、但し国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

Tel: 0570-006-006

Tel: 03-5715-1270(携帯電話・PHSをご利用のお客様)

E-mail: info@bit-drive.ne.jp

スパムチェックゲートウェイサービス利用規約

以下に定める利用規約(以下「本規約」といいます。)をよくお読みください。本サービス(第1条にて定義します。)^への申込みは、当社の IP 通信網サービスのホームページ(<http://www.bit-drive.ne.jp>) (以下「本件ホームページ」といいます。)又はソニービジネスソリューション株式会社(以下「当社」といいます。)^の所定の本サービスの利用申込用紙を通じて行うものとします。申込希望者(第9条にて定義します。)^は、本サービスの利用申込用紙に必要事項を記入し、当社に提出することにより本規約の内容に同意したものとみなします。

第1条 (本規約の目的)

1. 本規約は、当社が提供する「スパムチェックゲートウェイサービス」(以下「本サービス」といいます。詳細は第4条にて定義します。)の利用について定めます。
2. 本規約第9条及び第10条に従って、本サービスの利用契約を結んだ者(以下「契約者」といいます。)^は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 (本規約の範囲)

1. 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係について適用されるものとします。
2. 当社が本サービスを円滑な運用を図るために必要に応じて契約者に通知(本件ホームページでの掲載も含みます。以下同じとします。)する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 (本規約の変更)

当社は本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することができるものとします。かかる場合、契約者は30日以内に本サービスを解約しない限り、かかる本規約の変更について承諾したものとみなします。

第4条 (用語定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 IP通信網サービス	当社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 IP通信網サービス取扱所	当社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 スпамメール	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に定められる、表示義務を満たしていない特定電子メール、当該法律で送信を禁止されている特定電子メール及びそれに準ずる電子メール、メールアドレスを使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送などを行うことをいいます。
7 電子メール	IP通信網を利用して転送された電子メールを当社が別に定めるスパムメールスキヤニング装置内でスキヤニングし、スパムメールを判定します。判定した結果、標準オプションでは電子メールのメールアドレスに対し識別子を付し配送します。削除オプションではメールを配送せず削除いたします。契約者は標準オプション、削除オプションのうちどちらかを選択します。
9 ドメイン名	JPNIC等によって割り当ててられる組織を示す名称をいいます。
10 自営端末設備	IP通信網契約者が設置する端末設備
11 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、自営端末設備以外のもの
12 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
13 メールサーバー	メールサーバーの機能を備えたサーバー(メールサーバー機能)と他のサーバー機能を兼ね備えた複合サーバーを含みますがこれに限りません。のうち、グローバルIPアドレスを用いて電気通信を媒介しているもの(契約者がメールサーバー機能と他のサーバー機能を兼ね備えた複合サーバーを使用している場合でメールサーバー機能を利用していない場合であっても、当該複合サーバーは本項に定める「メールサーバー」に該当するものとします。)
13 IPv4	IP通信網でデータを伝送交換するためのプロトコルのひとつ。インターネット プロトコル バージョン 4の略称した表記。

第5条 (本サービスの適用範囲)

1. 本サービスの適用対象は、IPv4によるIP通信とします。
 2. 当社は、お客様が本サービスの利用に際し申し込まれたドメイン名及びサービスパケットの範囲で、お客様が指定された電子メールアドレスに送信された電子メールについて、当社が別途定めるスキヤニング装置内でスキヤニングし、スパムメールに該当するか否かの判定を行います。但し、判定可能な電子メールは、判定時における、当社が別途定める基準(注)により対応可能な電子メールとします。又、本サービスは、電子メール受信用自営端末内(同一ドメイン間)での電子メールの送受信に関しては適用されないものとします。
 3. 本サービスは、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りに機能を有すること、その動作に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他スパムメールの完全な判定を行う機能を保証するものではありません。又、本サービスの適用対象となるメールサーバー(以下「本件メールサーバー」といいます。)<sup>にて送受信された電子メールの数(架空のメールアドレスに対する結果、送信先メールアドレスに対して送られた電子メール等を含みますがこれに限りません。)<sup>が過多となり、本サービスの提供に支障をきたすと当社が判断する場合、当社は当社の裁量にて、当社が適切と考える措置(本サービスの一時的な中断、当社のスパムメールチェックゲートウェイサーバーに蓄積されている当該電子メールの配信の停止、及び一定期間経過後に当該電子メールを削除することを含む)がこれにかぎられません。)を法令上可能な範囲で講ずることができるものとします。
- (注)当社が別途定める基準とは、シマンテック・コーポレーションがスパムメールと判定する基準を準用します。ただし、シマンテック・コーポレーションが判定基準を更新した場合、当社にてかかる更新された基準を適用するのは、かかる更新時刻より24時間後以降とします。

第6条 (本サービスの制限)

本サービスの適用対象となるメールサーバー(以下「本メールサーバー」といいます)にて送受信された電子メールの数量(架空のメールアドレスに対する送信の結果、送信先メールアドレスに対して送られた電子メール等を含みますがこれに限りません。)<sup>がスパムチェックゲートウェイの処理能力をこえる場合、本サービスの提供に支障をきたす可能性があります。かかる数量は同一ドメイン、メールアドレス10個ごとに1時間あたり1,000通を目安としておりますが、1時間あたり1,000通をこえない場合であっても、当社は当社の裁量にて、本サービスの提供に支障がであると判断するときは、当社が適切と考える次の措置を法令上可能な範囲で講ずることができるものとします。

- 1) 本件メールサーバーから送信する電子メールの一時的な配信停止
- 2) 本件メールサーバー宛に特定のメールサーバーから配信される電子メールの一時的な受信拒否
- 3) スпамチェックゲートウェイに蓄積された電子メールの配信停止及び一定期間経過後の削除
- 4) その他当社が下記の URL に掲示する措置を含む当社が適切と考える措置
<http://www.bit-drive.ne.jp/cgi-bin/jumppage/jumppage.cgi?pageNo=31>

第7条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社の IP 通信網サービス契約約款 第 5 条 (提供区域) に準じるものとします。

第8条 (契約単位)

契約者は、1つの本サービスの利用契約を当社との1つの第1種、第2種IP通信網サービス契約につきそれぞれ締結する必要があります。

第9条 (本サービスの申込方法)

本サービスの申込みを希望する者(以下「申込希望者」といいます。)^は、次に掲げる事項を当社所定の契約申込書(紙面又は電子データ)に記載し、契約事務を行う当社指定のIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 1) 申込希望者が加入している IP 通信網サービスに係るアカウント番号
- 2) ドメイン名(契約者が使用しているサブドメインを含む)
- 3) 本サービスを利用する電子メール受信用自営端末設備の IP アドレス
- 4) その他本サービスの申込みの内容を特定するために当社が要求する事項

第10条 (利用申込の承諾)

1. 当社は、申込希望者から本サービスの利用申込があった場合は、本サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、本サービスの申込みを受け付けた順序に従ってかかる利用申込を承諾します。
2. 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。
 - 1) 申込希望者が第1種、第2種IP通信網サービス契約者でないとき。
 - 2) 申込希望者が本規約に定める条項に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 3) 当社が本サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 4) 申込希望者がIP通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - 5) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
3. 当社は申込希望者による本サービスの利用申込を承諾した後であっても、前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことができます。

第11条 (本サービスの内容変更)

当社は必要に応じて契約者の許諾を得ることなく、本サービスの内容変更を行うことができるものとします。かかる変更について、当社は本件ホームページ上、もしくは当社が適当と判断する方法にて契約者に通知するものとします。

第12条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを、有償、無償を問わず、営利を目的として利用することができません。

第13条 (知的財産権)

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(以下「提供物」といいます。提供物には本規約、取扱マニュアルなども含まれます。)<sup>に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)及び著作人格権、商標権、並びにノウハウなどの一切の知的財産権は、当社または原権利者(注)に帰属するものとします。
2. 契約者は、提供物の取扱いに關し、以下の事項を遵守するものとします。
 - 1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - 2) 複製、改変、編集などを行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないこと
 - 3) 営利目的の有無を問わず、本サービスを受ける権利の譲渡、担保設定、再許諾、再販売などを行わないこと
 - 4) 著作権表示などを削除、変更しないこと。(注)原権利者にはシマンテック・コーポレーション、株式会社シマンテックが含まれます。

第14条 (本サービスの中断・中止)

1. 当社は、次の場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断・中止することがあります。
 - 1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき
 - 2) 第1種、第2種IP通信網サービス契約に係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき
 - 3) IP通信網サービス契約約款第40条(通信利用の制限)に該当する事由が発生したとき
 - 4) 天災、事変、その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
 - 5) 当社が設置する電気通信設備又は本サービスに係るソフトウェアの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
 - 6) その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止・中断することが望ましいと判断したとき

第15条 (本サービスの終了)

1. 当社は、次の場合、本サービスの提供を終了することができるものとします。
 - (ア) 本サービスに係る電気通信設備等を提供する事業者が、かかる事業を終了したとき
 - (イ) ソフトに起因する障害等により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき
 - (ウ) その他本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難なとき
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を終了する場合は、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知します。

第16条 (利用資格の停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると判断したときは、契約者の本サービスの利用資格を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。
 - 1) 本サービスの利用料金、第1種、第2種IP通信網サービス契約に係る電気通信サービスの利用料金、及びその他の債務について、支払期限を超過し、且つ当社が催促をおこなったにもかかわらず、なお支払わないとき
 - 2) 当社の名義若しくは信用を毀損したとき
 - 3) 第12条(営業活動の禁止)、第13条(知的財産権)第2項、及び第24条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき
 - 4) 第6条(本サービスの制限)に言及する、当社が本サービス提供に支障がであると判断する数量の電子メールの送受信を行ったとき
 - 5) 前四号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると当社が判断する行為をしたとき
 - 6) 当社に損害を与えたとき
 - 7) その他、契約者として不適当と当社が判断したとき

第17条 (当社による契約解除)

1. 当社は、次に定める事由のいずれかが発生した場合、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
 - 1) 当社は、第16条に従い、契約者の本サービスの利用資格を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なお、かかる利用資格の停止の原因となった事実が解消されないとき
 - 2) 第16条の各号に定める事実が存在し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、契約者の本サービスの利用資格の停止のみでは不十分と当社が判断したとき
 - 3) 契約者が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 4) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき
 - 5) 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき
2. 前項の各号に規定する場合に加え、第14条に定める本サービスの利用の中断・中止の期間が、かかる中断・中止をした日から起算して1年間を経過した場合、当該1年間を経過した日において本サービスの利用契約は解除されるものとします。
3. 当社は、本サービスの利用契約を解除する際、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知したうえで、催告なく本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第18条 (契約者による契約解除)

契約者は、当社が別途定める方法に従って、当社に届け出を行うことにより、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第19条 (契約終了後の措置)

1. 本規約に契約者、本サービスの利用契約が解除された場合又は本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い、本サービスの利用終了にかかるとする手続きを行うものとします。
2. 契約者は、別紙「料金表」の第4項(2)及び第5項に従い本サービスの利用料金の支払いを行うとともに、本サービスに関連して発生した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた本サービスの利用料については一切払い戻ししません。
3. 本サービスの利用契約が解除された場合又は本サービスの利用契約が終了した場合でも第13条(知的財産権)、本条(契約終了後の措置)、第23条(責任の制限)、第27条(情報の取扱)、第29条(準拠法)、第30条(紛争の解決)については、効力を有するものとします。

第20条 (料金)

当社が提供する本サービスの利用料金は別紙「料金表」に定めるものとします。

第21条 (利用料の支払い義務)

1. 契約者は、本サービスの提供を開始した日から起算して当該本サービス契約の解除があった日の前日までの期間(以下「契約期間」といいます。提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。))について、利用料(別紙「料金表 第1利用料」に規定する料金をいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。
2. 契約期間において、第16条(利用資格の停止)に定める事由により、契約者が本サービスを利用することができない状態が生じた場合、契約者はかかる期間中の本サービスの利用料を負担するものとします。
3. 前項にかかわらず、以下に定める事由により、契約者が本サービスを利用できない期間の本サービスの利用料(下記表の右欄に記載しております。))については、契約者は一切負担する必要がありません。
4. 当社は、契約者が支払いを要しないこととされた利用料金を既に支払っているときは、かかる支払済み利用料金を契約者に返還します。
5. 当社は、必要に応じて、契約者の承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる利用料金の変更については、当社より、当社が適当と判断する方法にて、契約者に通知された時点で効力を生じるものとします。

事由	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、IP通信サービス及び本サービスを全く利用できない状態(IP通信サービス及び本サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)(が)生じた場合(2欄又は3欄に起因する事象に該当する場合を除きます。)(に、かかる事情を当社が知った時刻(以下「起算時刻」といいます。))から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	起算時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料。
2 契約者同線等の移転又は相互接続点の所在地の変更に伴って、IP通信サービスを利用できなかった期間が生じたとき。	IP通信サービスを利用できなかった日から起算して、再び利用できる状態になった日の前日までの日数に対応する利用料。
3 IP通信サービスの接続休止及び本サービスの停止を行ったとき。	IP通信サービスの接続休止及び本サービスの停止を行った日から起算して、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応する利用料。

第22条 (設定手数料の支払義務)

契約者は、別紙「料金表 第2 設定手数料」に従って、設定手数料を当社に支払うものとします。

第23条 (責任の制限)

1. 当社は、本サービスの提供において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。))にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は第21条第2項の表中で定める起算時刻以後、その状態が連続した時間について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料の日割額(24時間の倍数を超える部分については考慮に入れないものとします。))の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 契約者は、本サービスを利用する場合、本件メールサーバーを利用して1通につき100メガバイトを超過する容量の電子メール(電子メール本文及び添付物を含む。以下同じ)の送受信が行えなくなることを了承するものとし、契約者が本項に定める容量制限を超える電子メールの送受信を行うことよって生じる一切の損害に対して、当社は責任を負わないものとします。
4. 契約者が削除オプションを利用する場合、当社はいかなる理由(スパムメールの誤判定、設備・ソフトウェアの不具合・故障を含むがこれに限りません)があろうとも電子メールの削除の結果につき、一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者も含みます。))に何らかの損害を与えた場合、あるいは当該契約者が何らかの損害を第三者から受けた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
6. 当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由(本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、電子メールの紛失を含むがこれに限りません)があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
7. 当社が本サービスの利用契約において、契約者に賠償する金額は、当社の履行又は不履行による損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであっても、契約者に損害が発生した時点から起算して直近6ヶ月間に当社が契約者から受領した本サービスの利用料を超えないものとします。

第24条 (利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - 1) 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
 - 2) 本サービスを違法な目的で利用する行為。
 - 3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - 4) 意図的に有害なコンピュータープログラム等を送信する行為。
 - 5) 当社の設備に無権限でアクセスする行為。
 - 6) メールサーバーの設定をオープンリレー、第三者中継又はこれに類する機能を許可する設定にする行為。
 - 7) 本サービス及びその他当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為。
 - 8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、及び当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
 - 9) その他各号に該当する恐れがある行為又はこれに類する行為。
2. 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等を毀損したときは、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第25条 (設備等の準備及び設定の確認)

1. 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なコンピューター端末、通信機器、通信回線その他の設備を保持し管理するものとします。
2. 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用は、本サービスの利用料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。
3. 当社は、当社が契約者に付したIPアドレスを使用してインターネットに接続される契約者の機器の設定がオープンリレー、第三者中継又はこれに類する機能を許可する設定になっていないことを、当社の裁量にて確認することができるものとします。

第26条 (権利義務の譲渡)

契約者は本規約より生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

第27条 (情報の取扱)

1. 契約者は本サービスの利用に関して、当社が別途定める情報(「指定情報」といいます。))の登録を当社の指示に従って行うものとします。
2. 当社は、指定情報及び当社が本サービスを契約者に提供する際に知得する契約者の情報を、以下の各号に該当する場合を除き、第三者に開示又は提供しないものとします。
 - 1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合。
 - 2) 開示又は提供につき、契約者の同意を得た場合。
 - 3) 契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合。
 - 4) 契約者に対する本サービス提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合。
 - 5) 当社または契約者の生命、身体、自由、財産、権利および名誉を保護する必要がある場合。

第28条 (分離性)

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第29条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

第30条 (紛争の解決)

1. 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について契約者と当社との間に疑義が生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の所属管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2008年6月13日より実施します。

附則

(実施期日)

1 本規約は、2009年9月1日より実施します。

(経過規定)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の本規約の規定により締結している当社との契約は、この改正実施の日において、改正後の規約の規定による当社との契約とみなします。

附則

本規約は、2010年4月1日より実施します。

附則

本規則は、2011年6月1日より実施します。

附則

本規則は、2011年8月2日より実施します。

附則

本規則は、2011年12月12日より実施します。

附則

本規則は、2012年1月16日より実施します。

料金表

(料金の計算方法等)

1. 当社は、利用料については、暦月に従って計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
3. 当社は、利用料については、暦月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

(月額料金の日割)

4. 当社は、以下に定める場合は、その月の月額利用料を利用日数に応じて日割計算します。

- 1) 月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。
- 2) 月の初日以外の日に本契約の解除があったとき。
- 3) 1)及び2)の場合を除いて、月の初日以外の日に利用料の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。))。
5. 前項の規定による利用料の日割は、その月の日数により行います。

(端数処理)

6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7. 本サービス契約者には、料金及び登録・変更に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
8. 料金及び登録・変更に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
9. 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(消費税相当額の加算)

第21条(利用料の支払義務)から第22条(設定手数料の支払義務)での規定その他この約款の規定により支払いを要する料金の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1 利用料

1 適用

スパムチェックゲートウェイサービスの利用料については、同ドメインにおけるメールアドレス10個ごとに適用します。

2 料金額

契約者は、スパムチェックゲートウェイサービスの利用料として、同ドメイン、メールアドレス10個ごとに月額金2,000円を当社に支払うものとします。

第2 設定手数料

1 適用範囲

契約者は、ドメイン、メールサーバーのIPアドレス、及びオプション設定を変更する場合、設定手数料を支払うものとします。

2 料金

契約者は、契約者のドメインの変更、メールサーバーのIPアドレスの変更及び/又はオプション設定の変更に関する申込1回につき、設定手数料として、金5,000円を当社に支払うものとします。

<本件お問合せ先>

受付時間 9:00~18:00(月曜~金曜、但し国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

Tel : 0570-006-006

Tel : 03-5715-1270(携帯電話・PHSをご利用のお客様)

E-mail : info@bit-drive.ne.jp

マネージドインターネットサービス利用規約

この「マネージドインターネットサービス利用規約」は、ソニービジネスソリューション株式会社が提供する「マネージドインターネット」と称するサービスをお客様にご利用いただく際、お客様と当社との間に適用される条件を定めるものです。

目次

第1部	本則
	第1章（定義）
	第2章（本契約の成立と終了）
	第3章（本サービスの利用）
	第4章（本サービスの中断、終了及び免責事項）
	第5章（一般条項）
第2部	個別規定
	個別規定1：マネージドインターネット利用条件
	個別規定2：Webホスティングサービス利用条件
	個別規定3：メールアーカイブサービス利用条件
	個別規定4：リモートアクセス“PRA PLUS”利用条件
	個別規定5：グループウェアサービス“desknet’s”利用条件
	個別規定6：IT資産管理サービス利用条件
	個別規定7：Webメールサービス利用条件
	個別規定8：インターネット仮想ホスティングサービス利用条件

第1部 本則

第1章（定義）

第1条（定義）

この「マネージドインターネットサービス利用規約」における用語を、以下の通り定義します。

用語	定義内容
本則	この「マネージドインターネットサービス利用規約」の第1部本則をいいます。
個別規定	この「マネージドインターネットサービス利用規約」の第2部個別規定をいいます。
本規約	本則及び個別規定により構成されるこの「マネージドインターネットサービス利用規約」全体をいいます。
当社	ソニービジネスソリューション株式会社をいいます。
基本サービス	当社が提供する、個別規定中の「個別規定1：マネージドインターネット利用条件」にて定める内容のサービスをいいます。
オプションサービス	当社が提供する、「(1) マネージドインターネット利用条件」以外の個別規定にて定める内容のサービスのそれぞれ又は全部をいいます。
本サービス	基本サービス及びオプションサービスにより構成されるサービス全体をいいます。なお、文脈により、いずれのオプションサービスの利用申込もされていないお客様については、基本サービスのみを意味します。
本契約	お客様による本サービスの利用に関して、本規約の規定に従いお客様と当社との間に成立する契約をいいます。
契約者	当社との間に本契約が有効に存続している法人又は個人をいいます。
IP通信網サービス契約	当社が提供する「IP通信網サービス」と称するサービスの利用に関して、当社が別途定める「IP通信網サービス契約約款」と称する規定に従い、当該サービス利用者と当社との間に成立する契約をいいます。
IP通信網サービス契約者	当社との間にIP通信網サービス契約が有効に存続している法人又は個人をいいます。
貸与物	本契約のもとで当社から契約者に貸与又は提供される物品及び情報の個々又は全部をいいます。（例えば、個別規約にて基本サービス及び個々のオプションサービス毎に定めるルータ、取扱マニュアル、ID、パスワードを含みますがこれらに限りません。）
本件ホームページ	「 http://www.bit-drive.ne.jp 」というURLの当社ウェブサイトをいいます。
本サービス利用開始日	契約者による本サービスの利用が可能となる日で本則第5条第1項に定めるものをいいます。
本サービス利用終了日	契約者による本サービスの利用が可能となる最後の日で本則第8条第2項に定めるものをいいます。
IPv4	IP通信網でデータを伝達交換するためのプロトコルのひとつ。インターネットプロトコルバージョン4の省略した表記。

第2章（本契約の成立と終了）

第2条（本サービスの利用の前条件）

1. 本サービスは、当社がIP通信網サービス契約者に対してのみ提供されるものです。IP通信網サービス契約者でない方が本サービスのご利用を希望される場合には、IP通信網サービス契約を併せてご締結いただく必要があります。
2. 理由のいかんを問わずIP通信網サービス契約が終了する場合、同時に本契約も終了するものとします。
3. 本サービスの適応対象は、IPv4によるIP通信とします。

第3条（本サービスの利用申込）

1. 本サービスの利用申込は、当社所定の申込用紙に必要事項を記入し、申込者の記名、捺印をした上で、当社指定の提出先に提出することによりなされるものとします。かかる申込は、当社受領日から起算して当社の5営業日の間有効とします。
2. 基本サービスを既にご利用いただいている場合以外は、オプションサービスのみの利用の申込は無効となります。

第4条 (本契約の成立)

1. 本則第3条に基づく申込について、当社は、自己の裁量で承諾を決定します。
2. 本則第3条第1項に定める申込の有効期間中に、当社が当該申込を承諾する旨の通知を、申込用紙に記載された申込者の電子メールアドレス宛に発信した時点をもって、申込者と当社との間に、当該申込の対象である本サービスに関して本契約が成立するものとします。
3. 前項に従い成立した本契約は、本則第2条第2項、第17条又は同第19条第2項に従って終了する場合を除き、本サービス利用終了日まで有効に存続するものとします。
4. 本契約の成立時点を以って、契約者は、該当する本サービスに関して個別規定に定める費用で、本契約成立時点で発生するものの支払義務を負うものとします。

第5条 (本サービス利用開始日)

1. 本サービス利用開始日は、本則第3条第1項に定める申込時に申込者が希望日として指定した期日から起算して当社の5営業日以内の範囲で、当社が定めるものとします。
2. 前項に定める本サービス利用開始日を、当社は、本則第4条第2項に定める申込承諾通知と併せて申込者に対して通知するものとします。

第6条 (契約者によるオプションサービスの申込)

オプションサービスの申込についても、本則第3条乃至第5条準じます。

第7条 (本規約の変更)

当社は、45日前までに本件ホームページに掲載することにより、本規約の内容を変更することができるものとします。この場合で、契約者が当該45日の間に、本契約の解除を第8条第1項に従い行わない場合、又は当該変更により影響の生じるオプションサービスにつき利用終了の申込を本則第10条第1項に従い行わない場合、契約者は当該変更に同意したとみなすものとします。

第8条 (契約者による本契約の解約)

1. 契約者は、当社所定の解約申込用紙に必要事項を記入し、ご希望の本契約終了日の1ヶ月前までに希望当社指定の提出先に提出することにより、将来に向かって本契約の解除の申込をなすことができるものとします。
2. 前項に従い契約者により本契約の終了の申込がなされた場合、当社は、本サービス利用終了日を、前項に定める本契約の終了申込時に契約者が希望日として指定した期日から起算して当社の5営業日以内の範囲で定め、契約者に通知するものとします。
3. 本則第2条第2項、第17条又は同第19条第2項に従い本契約が終了する場合を除き、前項に定める本サービス利用終了日を以って、何れの当事者の通知、同意その他何らの手続も要することなく自動的に本契約が終了するものとします。

第9条 (契約終了後の措置)

1. 理由のいかんを問わず本契約が終了した場合であっても、本則の以下の規定及び別途個別規定に定めのある規定は、本契約終了後も各規定の趣旨に従って引き続き有効に存続するものとします。

第9条 (契約終了後の措置)

第13条 (貸与物の取扱)

第14条 (契約者による補償)

第15条 (禁止事項)

第20条 (免責事項)

第21条 (契約者情報)

第23条 (契約者による権利義務の譲渡等の禁止)

第24条 (当社からの債権譲渡)

第26条 (分離性)

第27条 (準拠法)

第28条 (紛争解決)

2. 本契約の終了後、契約者は、個別規定又は別途当社が通知する内容に従い、すみやかに貸与物の返却その他の終了に関する手続を行うものとします。

第10条 (契約者によるオプションサービスの解約)

1. 契約者によるオプションサービスの解約は、本則第8条に準じます。
2. オプションサービスの解約後、契約者は、個別規定又は別途当社が通知する内容に従い、すみやかに当該オプションサービスの貸与物の返却その他の終了に関する手続を行うものとします。

第3章 (本サービスの利用)

第11条 (本サービスの提供)

1. 当社は、契約者に対し、本契約に定める条件に従い本サービスを提供するものとします。
2. 本サービスの提供区域は、IP通信網サービス契約に定めるサービスの提供区域と同一とします。

第12条 (本サービスの利用料金)

1. 契約者は、本サービスの利用の対価として、個別規定に定める金額を、個別規定に定める支払条件に従って、当社に支払うものとします。
2. 本サービスの利用の対価のうち個別規定にて暦月毎の額が定められているものについては、本サービスの開始又は終了する月が1ヵ月に満たない場合、当該月分の支払額は、本サービス利用開始日からの、又は本サービス利用終了日までの日数で日割計算した額とします。
3. 本サービスの利用の対価の計算において、計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとします。

4. 契約者から当社への金銭支払があった場合で、本サービスのどの部分に対しての対価の支払であるかにつき契約者からの意思表示がない場合には、当社は、当社の裁量により定める部分の対価に充て、その結果をすみやかに契約者に対して通知するものとします。
5. 本条第1項にもかかわらず、本則第18条第1項に従い当社による本サービスの全部又は一部の提供の中断が発生した場合、当社から契約者に対する通知が事前だったか事後だったにかかわらず、契約者は、当該本サービスの利用料金のうち、個別規定に定める中断期間分の金額の支払義務を免れるものとします。
6. 契約者は、本サービスの利用の対価その他本契約のもとでの当社に対する債務（但し、遅延利息は除きます）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.6%の割合で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第13条（貸与物の取扱）

1. 当社は、個別規定に従い、該当する貸与物を契約者に貸与又は提供するものとします。
2. 貸与物の所有権は、契約者への貸与中も当社が留保します。
3. 契約者は、貸与物の取扱に関し、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - 1) 個別規定及び別途当社が通知する内容に従って、本サービスの提供を受ける目的での契約者による使用のみを行い、それ以外の使用をしないこと。
 - 2) 個別規定及び別途当社が通知する中で明確に認めるものを除き、一切変更を加えないこと。かかる変更は、改造、改変、分解、追加、設定変更、ソフトウェア追加、資産標識の取り外しを含むが、これらに限らないものとします。
 - 3) 譲渡、担保設定、質入、貸与その他一切の処分を行わないこと。
 - 4) 本契約終了後又は該当するオプションサービスの解約発効後、個別規定及び別途当社が通知する内容に従って、すみやかに当社に返却すること。
 - 5) その他別途個別規定に定める事項

第14条（契約者による補償）

契約者による本サービスの利用に関連して、契約者と第三者との間で紛争が発生した場合、又は当社が第三者から請求を受けた場合には、契約者は、自己の費用と責任において当該第三者との間でこれを解決し、当社にいかなる損害も被らせず又責任も負担させないものとします。

第15条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用に関連して次に定める行為を行ってはならないものとします。

- 1) 第三者又は当社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 2) 第三者又は当社の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 3) 第三者又は当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- 4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれのある行為
- 5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為
- 6) 無限連鎖講（いわゆるネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 7) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を改ざん・消去する行為
- 8) 第三者又は当社が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為
- 9) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的とする電子メールを送信する行為
- 10) 前号に掲げる禁止行為を行うための手段として、架空電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信をする行為
- 11) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール、迷惑メール）を送信する行為
- 12) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為
- 13) 他人になりすまして本サービスを利用する行為（偽装のために電子メールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含むがこれに限られません）
- 14) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的として送信された電子メール（本号においては本サービスを利用して送信されたか否かを問わないものとします）の受信者を特定の URL 又は特定のサービスに導く目的で当社の本サービスを利用し、当社の社会的信用を毀損する行為（本サービスが当社の社会的信用を毀損する態様で利用されている旨の通知を当社から受けたにも拘わらず、契約者が、同契約者にとって可能な是正措置を正当な理由なくして相当な期間内に講じることを怠った場合を含みます）
- 15) 平均的な利用を著しく上回る大量の通信量（トラフィック）を発生させ、当社あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為、あるいはそのおそれのある行為
- 16) 前各号に定める行為を助長する行為
- 17) 前各号に該当する虞があると当社が判断する行為
- 18) その他、第三者又は当社の権利を侵害すると当社が判断した行為
- 19) その他別途個別規定に定める禁止行為

第16条（契約者に対する本サービス提供の停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、当該契約者に対する本サービスの提供を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。
 - 1) 本契約又は IP 通信網サービス契約に定めるサービス利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなおお支払わないとき、本則第15条に定める禁止事項のいずれかを行ったとき、その他本契約又は IP 通信網サービス契約の規定のいずれかに違反したとき、又はそれらのおそれがあると当社が判断したとき
 - 2) 当社の名誉又は信用を毀損したとき、又はそれらのおそれがあると当社が判断したとき
 - 3) 当社に損害を与えたとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき
2. 当社は、前項に従い本サービスの提供を停止するときは、事前に当該契約者に対して通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合には、事後連絡が可能となり次第すみやかに通知するものとします。

第17条（当社による本契約の解除）

当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、当該契約者との間の本契約を将来に向かって解除することができるものとします。

- 1）当社が前条に従い契約者に対する本サービスの提供を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なおかかる利用停止の原因となった事由が解消されないとき
- 2）契約者が前条に定める事項に該当し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、当該契約者に対する本サービスの提供の停止を経ずすみやかに本契約を終了させる必要があると当社が判断したとき
- 3）契約者が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 4）契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき
- 5）契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき

第4章（本サービスの中断、終了及び免責事項）

第18条（本サービスの中断）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - 1）障害発生により当社の設備が停止し若しくは停止するおそれがあるとき、又は保守等により当社の設備を停止するとき
 - 2）天災、事故、その他非常事態が発生し又は発生するおそれがあるとき
 - 3）その他本サービスを提供しがたいと当社が合理的に判断するとき
2. 当社は、前項に従い本サービスの提供を中断するときは、事前に契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合には、事後連絡が可能となり次第すみやかに通知するものとします。

第19条（本サービスの終了）

1. 当社は、3ヶ月前までに契約者に通知することにより、当社の裁量にて本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとします。
2. 前項に従い当社が契約者に対して本サービスの全部の終了を通知した場合で、当該通知の中で当社が定める本サービス終了日までに契約者が本則第8条第1項に従って本契約の解約の申込をなさない場合には、当社と契約者の間で存続している本契約は、何れの当事者の通知、同意その他何らの手続も要することなく自動的に、前項に基づき通知した終了日を以って終了するものとします。
3. 前項に従った本サービスの一部又は全部の終了により契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社によるその予見の有無にかかわらず、当社は一切の責任を負わないものとします。

第20条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由（本サービスの提供に必要な設備、ソフトウェアの不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、電子データの紛失、破損を含むがこれに限りません）があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
2. 本サービスの提供に関連して当社が契約者に対して賠償する金額は、当社に責のある積極的な損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであっても、契約者に損害が発生した時点から起算して、直近1年間に当社が本サービスの対価として当該契約者から受領した金額を超えないものとします。

第5章（一般条項）

第21条（契約者情報）

1. 本則第3条第1項に定める本サービス申込用紙の記載事項及びその他当社にご登録いただく情報のうち当社が定める事項に変更が生じた場合、契約者は、すみやかに当社所定の方法に従い変更登録をおこなうものとします。
2. 当社は、前項に定める契約者の情報を、本契約の有効期間中及びその終了後3年間取り扱うものとし、本契約終了から3年が経過したら合理的な期間内に破棄します。但し、前項に定める契約者情報のうち、個人情報に該当するものについては、当社は本件ホームページにて別途定める個人情報の取扱いについての規定に従い取り扱うものとします。

第22条（通知）

1. 本契約に関連する契約者から当社への通知は、本則又は個別規定で別途定めがある場合を除き、本件ホームページに定める当社通知受付連絡先に対して行うものとします。
2. 本契約に関連する当社から契約者への通知は、本則又は個別規定で別途定めがある場合を除き、本則第3条第1項に定める本サービス申込用紙の記載されている又は本則第21条第1項に従い当社に登録されている電子メールアドレスに対して行うものとします。当該電子メールアドレスの抹消、取消、障害等又は当該電子メールアドレスの変更懈怠に起因する契約者の不利益は、契約者が負うものとします。

第23条（契約者による権利義務の譲渡等の禁止）

契約者は、本契約のもとでの権利義務の一切を、第三者に譲渡してはならないものとし、また質権設定その他の一切の担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第24条（当社からの債権譲渡）

1. 当社は、本契約に関連して発生する全ての債権について、個々の債権の発生と同時に、SFIリーシング株式会社に対して譲渡することができるものとし、契約者には、予めこれに同意するものとします。
2. 当社及びSFIリーシング株式会社は、前項に定める債権譲渡についての契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第25条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の一部を、当社の裁量により、契約者の同意を得ることなく、また、契約者に事前又は事後の通知をなすことなく、第三者に対して委託することができるものとします。

第26条（分離性）

本規約又は本契約の何れかの条項が無効又は執行力がないとされた場合であっても、その他の条項は引き続き完全な効力を有するものとします。

第27条（準拠法）

本規約並びに本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第28条（紛争解決）

1. 本規約若しくは本契約の条項又は本規約若しくは本契約に定めのない事項について契約者と当社との間に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
2. 本規約又は本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則

(実施期日)

1 本規約は、2009年9月1日より実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし

ます。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし

ます。

4 この改正規定実施前に、改正前の本規約の規定により締結している当社との契約は、この改正実施の日において、改正後の規約の規

定による当社との契約とみなします。

付則

(実施期日)

本規約は、2010年4月1日より実施します。

付則

(実施期日)

本規約は、2010年6月9日より実施します。

付則

(実施期日)

本規約は、2011年5月30日より実施します。

付則

(実施期日)

本規約は、2011年7月1日より実施します。

付則

(実施期日)

本規約は、2011年8月2日より実施します。

付則

(実施期日)

本規約は、2011年10月12日より実施します。

付則

(実施期日)

本規約は、2011年11月24日より実施します。

第2部 個別規定

個別規定1：マネージドイントラネット利用条件

1. サービス内容

(1) 基本サービス

マネージドイントラネットは、下記①～⑦により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承下さい。(例えば、ルータレンタルのご利用は無しで、その他のサービスだけご利用いただくことはできません。)

区分	内容
① マネージメントツール	本サービスの統合管理を行うツール。
② ログサーバ	ログを管理するサーバ機能を有する、契約者毎の仮想サーバ (1台)
③ サービスサーバ	下記各機能を有する、契約者毎の仮想サーバ (1台)。 1) PROXY サーバ機能 2) メールサーバ機能 3) DNS サーバ機能 4) 仮想ディスクストレージ容量：15GB (有料オプションで、5GB 単位でのストレージ容量の増加ができます。但し、ストレージ容量の減少は対応できませんのでご了承下さい。)
④ ルータレンタル	マネージドルータ「DigitalGate」(DG-X1000) (以下「レンタルルータ」) (1台)。 レンタルルータには接続できる電気通信サービスは、次の通りです。 ・当社 I P 通信網サービスの全て (I P 通信網サービス契約約款に規定する「第1種 I P 通信網サービス」、同「第2種 I P 通信網サービス」及び同「第3種 I P 通信網サービス」) ・当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線で、個別に当社にて接続可能と確認できたもの (有料のオプションサービスとなります)
⑤ レンタルルータ・オンラインバージョンアップサービス	レンタルルータにインストールされているソフトウェアの最新ソフトウェアへのオンラインバージョンアップ。
⑥ 保守サービス	上記①～⑤の各サービスの不具合についての保守、メンテナンスを行います。 レンタルルータの不具合については、契約者の設置場所にてレンタルルータの機器交換をいたします。(据付場所からの取り外し及び据付工事等は含まれません。) 受付時間：24時間 365日
⑦ ヘルプデスクサービス	上記①～⑤の各サービスの故障切り分け及び操作に係るサポートをいたします。 受付時間：9：00～18：00 (月曜～金曜、但し国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

(2) オプションサービス

(区分)	内容
① サービスサーバ追加	上記(1)③サービスサーバの追加
② リソース追加	上記(1)③サービスサーバへの仮想ディスク (ストレージ容量)、CPU、メモリの追加。但し一度追加した後は解除 (ストレージ容量の減少) はできません。
③ 他社回線接続	当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線で、個別に当社にて接続可能と確認できたものを、レンタルルータに接続します。他社回線の仕様によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。
④ レンタルルータ追加	上記(1)④レンタルルータの追加。

2. 料金

(1) 料金表

区分	料金金額	内容
① ネージドイントラネット月額利用料	1 暦月につき 30,000 円 (税込み 31,500 円)	上記 1 (1) 基本サービスの全てを含みます。但し、③サービスサーバは 1 台、仮想ディスク (ストレージ容量) は 15GB 分、④ルータレンタルは 1 台分のみを含みます。(それ以上の追加には、下記の有料オプションサービスをご利用頂けます。)

<p>② リソース変更月額加算料</p>	<p>1 暦月につきに対し、以下の表で示した加算料金。</p> <table border="1" data-bbox="453 91 1442 439"> <tr> <td data-bbox="453 91 596 147">ディスク容量</td> <td data-bbox="596 91 922 147">加算料金</td> <td data-bbox="954 91 1114 147">CPU・メモリ</td> <td data-bbox="1114 91 1442 147">加算料金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 147 596 181">30GB</td> <td data-bbox="596 147 922 181">+6,000 円(税込 6,300 円)</td> <td data-bbox="954 147 1114 181">2 倍モデル</td> <td data-bbox="1114 147 1442 181">+10,000 円(税込 10,500 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 181 596 215">50GB</td> <td data-bbox="596 181 922 215">+14,000 円(税込 14,700 円)</td> <td data-bbox="954 181 1114 215">3 倍モデル</td> <td data-bbox="1114 181 1442 215">+18,000 円(税込 18,900 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 215 596 248">100GB</td> <td data-bbox="596 215 922 248">+30,000 円(税込 31,500 円)</td> <td data-bbox="954 215 1114 248">5 倍モデル</td> <td data-bbox="1114 215 1442 248">+35,000 円(税込 36,750 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 248 596 282">200GB</td> <td data-bbox="596 248 922 282">+65,000 円(税込 68,250 円)</td> <td colspan="2" data-bbox="954 248 1442 439">※IT 資産管理サービスは適用外となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 282 596 315">300GB</td> <td data-bbox="596 282 922 315">+98,000 円(税込 102,900 円)</td> <td colspan="2" data-bbox="954 248 1442 439">※IT 資産管理サービスは適用外となります。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="453 315 1442 439">※増設したディスクの減少はできません。</td> </tr> </table> <p data-bbox="453 439 1442 607">内容 上記 1 (2)②リソース追加</p>			ディスク容量	加算料金	CPU・メモリ	加算料金	30GB	+6,000 円(税込 6,300 円)	2 倍モデル	+10,000 円(税込 10,500 円)	50GB	+14,000 円(税込 14,700 円)	3 倍モデル	+18,000 円(税込 18,900 円)	100GB	+30,000 円(税込 31,500 円)	5 倍モデル	+35,000 円(税込 36,750 円)	200GB	+65,000 円(税込 68,250 円)	※IT 資産管理サービスは適用外となります。		300GB	+98,000 円(税込 102,900 円)	※IT 資産管理サービスは適用外となります。		※増設したディスクの減少はできません。			
ディスク容量	加算料金	CPU・メモリ	加算料金																												
30GB	+6,000 円(税込 6,300 円)	2 倍モデル	+10,000 円(税込 10,500 円)																												
50GB	+14,000 円(税込 14,700 円)	3 倍モデル	+18,000 円(税込 18,900 円)																												
100GB	+30,000 円(税込 31,500 円)	5 倍モデル	+35,000 円(税込 36,750 円)																												
200GB	+65,000 円(税込 68,250 円)	※IT 資産管理サービスは適用外となります。																													
300GB	+98,000 円(税込 102,900 円)	※IT 資産管理サービスは適用外となります。																													
※増設したディスクの減少はできません。																															
<p>③ 追加サービスサーバ月額利用料 (オプションサービス)</p>	<p>仮想サーバ 1 台・1 暦月につき 10,000 円(税込 10,500 円)</p>	<p>上記 1 (2)①サービスサーバの追加</p>																													
<p>④ 追加レンタルルータ月額レンタル料 (オプションサービス)</p>	<p>1 台・1 暦月につき 7,000 円 (税込 7,350 円)</p>	<p>追加分の上記 1(1)④ルータレンタル及びそれに関連する上記 1(1)⑤レンタルルータ・オンラインバージョンアップサービス</p>																													
<p>⑤ サービス加入時の設定費 (右記のいずれか一つを選択)</p>	<p>ベーシックセットアップ</p>	<p>60,000 円 (税込 63,000 円)</p>	<p>本サービス加入時に申込書に付随する基本設定情報シートでご指定いただく設定を実施します。</p>																												
	<p>アドバンスセットアップ</p>	<p>98,000 円(税込 102,900 円)</p>	<p>本サービス加入時に当社エンジニアのベーシックセットアップ以外に関するヒアリングを行い、ヒアリングの内容を元に設定を遠隔から実施します。</p>																												
	<p>プレミアムセットアップ</p>	<p>198,000 円 (税込 207,900 円)</p>	<p>本サービス加入時に当社エンジニアのベーシックセットアップ以外に関するヒアリングを行い、ヒアリングの内容を元に設定を契約者の設置場所で 1 回実施します。</p>																												
<p>⑥ レンタルルータ設置・設定費(右記のいずれか一つを選択)</p>	<p>基本設定</p>	<p>初期及び追加レンタルルータの設置設定 1 台につき 53,000 円 (税込 55,650 円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社指定業者によるレンタルルータの設置 (据付工事は含まれません。)、当社 IP 通信網サービスへの接続、及び通信確認検査を実施します。(平日 9 時から 17 時までの作業となります。) ・申込書でご指定いただくレンタルルータの WAN インターフェース及び LAN インターフェースの設定のみ実施します。 																												
	<p>拡張設定</p>	<p>初期及び追加レンタルルータの設置設定 1 台につき 73,000 円 (税込 76,650 円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社指定業者によるレンタルルータの設置 (据付工事は含まれません。)、当社 IP 通信網サービスへの接続、及び通信確認検査を実施します。(平日 9 時から 17 時までの作業となります。) ・当社エンジニア又は当社指定業者によるレンタルルータの基本設定以外に関する事前のヒアリングを行い、ヒアリングの内容を元にレンタルルータの設定を実施します。 																												
<p>⑦ 設定変更費</p>	<p>サービスサーバ追加</p>	<p>1 台 1 回につき 5,000 円(税込 5,250 円)</p>	<p>サービスサーバ追加に係る初期設定費。申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。</p>																												
	<p>リソース変更</p>	<p>1 台 1 回につき 5,000 円(税込 5,250 円)</p>	<p>サービスサーバのリソース変更に係る初期設定費。申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。</p>																												
	<p>サーバ (ログサーバ、サービスサーバ) 設定変更</p>	<p>1 回につき 50,000 円 (税込 52,500 円)</p>	<p>導入後のマネージドイントラネットの再セットアップ費。上記以外に関する各種 IP アドレス、ホスト名、ネットワーク構成の変更など、既設のマネージドイントラネットの再設定や設定変更を実施する場合に必要となります。専任エンジニアによるヒアリングおよびマネージドイントラネットの設定を実施します。</p>																												
	<p>レンタルルータ設定変更 (オンサイト)</p>	<p>1 台 1 回につき 30,000 円 (税込 31,500 円)</p>	<p>レンタルルータの WAN インターフェースの変更を本設置場所で行います。(平日 9 時から 17 時までの作業となります。) ※レンタルルータの WAN 1 インターフェースの変更は、必ず本設置場所で行います。</p>																												
	<p>レンタルルータ設定変更 (リモート)</p>	<p>1 台 1 回につき 15,000 円 (税込 15,750 円)</p>	<p>レンタルルータの WAN インターフェース以外の変更を遠隔から実施します。(平日 9 時から 17 時までの作業となります。)</p>																												
<p>⑧ 他社回線接続月額利用料 (オプションサービス)</p>	<p>1 回線 1 回につき 1,000 円 (税込 1,050 円)</p>	<p>レンタルルータを当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線とのみ接続する場合、月額利用料に加算する暦月あたりの</p>																													

	利用料。
--	------

(2) 本契約成立時点で発生する費用

<p>本契約成立時点で、以下の2つの費用が発生します。この2つは、実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了までの期間の長短にかかわらず、全額をお支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。</p> <p>(1) 上記2(1)⑤サービス加入時の設定費のうちベーシックセットアップの料金</p> <p>(2) 下記3①最低利用期間分の、上記2(1)①マネージドイントラネット月額利用料</p>

(3) 支払条件

<p>毎月27日までに（27日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日）、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。</p> <p>※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受けるSFIリーシング株式会社が代行いたします。</p> <p>※初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。</p>

(4) サービス提供中断時の支払免除額

<p>1) 各サービスにつき、利用開始日以後本則第18条第1項に従った中断が24時間以上連続した場合、24時間毎に1日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記2(1)①マネージドイントラネット月額利用料、②追加サーバ月額利用料、③追加レンタルルータ月額レンタル料及び④追加ディスク月額利用料の支払を免除します。なお、この計算においては、24時間未満は切捨てとします。</p> <p>2) 個々のレンタルルータ（初期分、追加分問わず）につき、利用開始日以後、当社の責に帰すべき事由によりご利用いただけない状態が24時間以上連続した場合は、24時間毎に1日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記2(1)②記載の追加レンタルルータ月額レンタル料相当額の支払を免除します。</p>

3. その他

区分	内容
① 最低利用期間	3ヶ月
② 定期メンテナンス	毎月、第3月曜日2:00~6:00を定期メンテナンス時間とします。この時間帯の間、サービスを中断することがあります。
③ レンタルルータに関するその他制約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルルータは回線終端装置（ONU、モデム等）と直接接続する構成とします。 ※ファイアウォール、負荷分散装置等と接続することはできないものとします。 ・レンタルルータのWANインターフェースは、固定的にグローバルIPアドレスを割り当てるイーサネットインターフェースのインターネット接続回線のみ接続できます。 ・レンタルルータのLAN側インターフェースやWAN側インターフェースに設定するIPアドレス及び各種設定項目で設定するIPアドレスは、10.224.0.0/11のネットワークアドレスはご利用になれません。

以上

個別規定 2 : Web ホスティングサービス利用条件

1. サービス内容

区分	内容
Web ホスティングサービス	ホームページを公開するために必要な Web サーバ機能(*)を持った外部公開専用サーバを、ハードディスク容量 10,000MB、データ転送量 400GB (月次) を上限としてご利用いただけます。 (*) Web サーバ機能は、下記「4. その他」に定める通りです。

2. 料金

無料

3. 関連サービス

区分	内容
ヘルプデスクサービス	bit-drive ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間 : 9 : 00 ~ 18 : 00 (月曜~金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

4. その他

(1) Web サーバ機能について

Category	Detail
サーバ OS	FreeBSD4
ディスク容量	10000MB
アカウント数	200
データ転送量 (月次)	400GB
IP アドレス	固定 IP アドレス 1 つ
メール	Sendmail コマンドのみ。メールボックス作成は不可。 ※CGI (お問い合わせフォーム等) から実行される Sendmail コマンドのみ提供します。
アクセス制御 (Basic Authentication)	管理画面上で、ディレクトリ毎にベーシック (ID/PASS) を設定することが可能です。
アクセス制御 (IP address base)	".htaccess"ファイルの編集で、IP アドレスの制御ができます。
シェルアクセス	SSH access / OpenSSH, OpenSSL
簡易 CGI	- アクセスカウンター - お問い合わせフォーム
オリジナル CGI	利用可能です。
Perl	perl ver5
PHP	PHP ver5 and ver4
MySQL	Ver5
Schedule Task	有り。
SSL 対応	管理画面より SSL をインストールすることができます。
SSI support	実行可能なコマンドは下記 URL に記載されております。 http://www.verio.com/support/documents/view_article.cfm?doc_id=3635
アクセスログ	- 以下、ログを取得すること可能です。 [Client IP address, Date&Time, Method, HTTP Response, Referer, User Agent] - ログの保存期間は、最大 90 日間となります。
ログ解析	- Urchin ver: 5 以下、ログレポートを参照できます。 - [Daily Page View, Daily Hit graph, Daily Byte graph, Referer IP/domain, Country, Visit duration, URL of Entry & Exit Page, # of pages per session, duration per session, click path]
ファイルアップロード	25 MB を制限として、管理画面、または FTP 経由でアップロード可能です。
Front Page Extension	利用可能です。
Podcast	配信可能です。
Blog	有り。
Pukiwiki	有り。
Photo Gallery	有り。
FAQ サイト	有り。
FTP アクセス	アカウントに対してアクセス許可の権限を与えることができます。

(2) 定期メンテナンスの実施について

毎週木曜 午前 1 時~5 時の時間帯で実施させていただきます。この時間帯の間、サービスを中断することがあります。上記の他に、緊急時 (セキュリティパッチ等) の対応にてメンテナンスを実施させていただく場合があります。

5. サービスに関するお問合せ先

お問合せ窓口	bit-drive インフォメーションセンター Tel : 0570-006-006 E-mail : info@bit-drive.ne.jp 受付時間 : 9 : 00 ~ 18 : 00 (月曜~金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個別規定3：メールアーカイブサービス利用条件

1. サービス内容

(1) 基本サービス

メールアーカイブサービスは、下記①～③により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承下さい。(例えば、メールアーカイブソフトウェアだけの利用申込は無効となります。)

区分	内容
①メールアーカイブサーバ	マネージドイントラネットサービス上で利用できる、メールアーカイブ機能を備えた専用サーバ (15GB/1台)。
②メールアーカイブソフトウェア	メールアーカイブソフトウェアでは以下機能を提供いたします。 - メールアーカイブ機能 お客さまが送受信されるメールデータを複製・蓄積し、検索することができます。 - メールフィルタリング機能 お客さまが送受信されるメールデータを任意の条件でフィルタリングすることができます。
③ヘルプデスクサービス	ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間：9：00～18：00 (月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

2. 料金

(1) 料金表

区分	料金額	内容
メールアーカイブサーバ月額利用料	1 暦月につき 10,000 円 (税込 10,500 円)	・メールアーカイブ専用サーバ (15GB/1台) ・ヘルプデスク
メールアーカイブソフトウェア月額利用料	1 パック・1 暦月につき 3,000 円 (税込 3,150 円)	・1 パックで 10 個のメールアドレスまでご利用可能です。
初期設定費 (右記のいずれか一つを選択)	基本設定費用 10,000 円 (税込 10,500 円)	申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。
	拡張設定費用 50,000 円 (税込 52,500 円)	・当社エンジニアによる基本設定以外に関するヒアリングを行い、ヒアリングの内容を元にメールアーカイブサービスに関する初期セットアップを遠隔から実施します。 ・拡張設定費用選択時の初期費用は、基本設定費用に拡張設定費用を加算した金額となります。 ※マネージドイントラネットと同時に申し込まれた契約者で、マネージドイントラネットの設定で「アドバンスドセットアップ」又は「プレミアムセットアップ」をご選択された契約者に対しては、上記基本設定費用のみにて拡張設定をご提供します。
設定変更費	1 回につき 5,000 円 (税込 5,250 円)	・メールアーカイブソフトウェアパック数の変更、メールアーカイブサーバハードディスク容量追加、お客さまメールサーバの変更を行う場合に必要となります。

※メールアーカイブサーバのリソース変更につきましては、【個別規定1：マネージドイントラネット利用条件】 2. 料金 (1) 料金表 ② に準じます。

(2) 申込承諾時点で発生する費用

メールアーカイブサービスの利用申込を当社が承諾した時点で、上記 2(1)のサービス加入時の初期設定費のうち基本設定費用 10,000 円 (税込 10,500 円) が発生します。実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくはメールアーカイブサービスの終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。

(3) 支払条件

毎月 27 日までに (27 日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。 ※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。 ※初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が 24 時間以上連続した場合、24 時間ごとに 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1)のメールアーカイブサーバ月額利用料、メールアーカイブソフトウェア月額利用料 (及びオプションでご利用いただいている場合には追加ハードディスク月額利用料) の支払を免除します。

4. サービスに関するお問合せ先

お問合せ窓口	bit-drive インフォメーションセンター Tel : 0570-006-006 E-mail : info@bit-drive.ne.jp 受付時間：9：00～18：00 (月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個別規定 4：リモートアクセス “PRA PLUS” 利用条件

1. サービス内容

リモートアクセス “PRA PLUS” は、下記①～③により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承ください。

区分	内容
①PRA PLUS	<p>PRA PLUS は、別途お客様がマネージドイントラネットでご契約される仮想サーバ（「サービスサーバ」）上で、以下機能を提供するものです。 サービスサーバ 1 台毎に 1 契約となります。</p> <p>－ ポートフォワード機能 SSH を利用し、公開鍵認証及び暗号化を行った上でフォワードすることにより、お客様が指定したサービスサーバへの、下記 PRA クライアントソフトウェアをインストール済みの Windows PC からのインターネット経由でのアクセスを、安全に実現する機能を提供します。</p> <p>■利用できるリソース PPP、SMTP、HTTP、TELNET など、クライアントからサーバの TCP 固定ポートに接続するアプリケーションが利用できます。</p> <p>■暗号方式 公開鍵暗号方式：RSA2048bit 対称鍵暗号方式：3DES cbc モード ハッシュ暗号方式：SHA1</p>
②PRA クライアントソフトウェア	<p>リモートアクセス “PRA PLUS” をご利用いただくための、クライアント PC 専用のクライアントソフトウェアです。 対応 OS は次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Windows Vista Home Premium SP1 32 ビット (x86)/64 ビット (x64) ・ Windows Vista Business SP1 32 ビット (x86)/64 ビット (x64) ・ Windows XP Professional SP3
③ヘルプデスクサービス	<p>ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間：9：00～18：00（月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く）</p>

2. 料金

(1) 料金表

区分	料金額	内容
PRA PLUS 月額利用料	サービスサーバ 1 台 1 暦月につき 2,000 円 (税込 2,100 円)	・特定の 1 台のサービスサーバにて PRA PLUS を利用可能です
初期設定費用	5,000 円 (税込 5,250 円)	・特定の 1 台のサービスサーバにてリモートアクセス “PRA PLUS” 利用開始する設定を行います。

(2) 申込承諾時点で発生する費用

<p>リモートアクセス “PRA PLUS” の利用申込を当社が承諾した時点で、上記 2(1)のサービス加入時の初期設定費用 5,000 円 (税込 5,250 円) が発生します。実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくはリモートアクセス “PRA PLUS” の終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承ください。</p>

(3) 支払条件

<p>毎月 27 日までに（27 日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日）、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。 ※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。 ※基本設定費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。</p>

(4) サービス提供中断時の支払免除額

<p>利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が 24 時間以上連続した場合、24 時間ごとに 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1)の PRA PLUS 月額利用料の支払を免除します。</p>

4. サービスに関するお問合せ先

お問合せ窓口	<p>bit-drive インフォメーションセンター Tel：0570-006-006 E-mail：info@bit-drive.ne.jp 受付時間：9：00～18：00（月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く）</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個別規定5: グループウェアサービス” desknet’ s” 利用条件

グループウェアサービス” desknet’ s” は、下記①～③により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承下さい。(例えば、desknet’ s ソフトウェアだけの利用申込は無効となります。)

区分	内容
①グループウェアサーバ	マネージドイントラネット上で利用できる、グループウェア機能を備えた専用サーバ。
②desknet’ s ソフトウェア	グループウェアサーバ上で、株式会社ネオジャパンが開発・販売するグループウェア desknet’ s (スタンダード版) を提供します。提供するバージョンは、当社が定めたバージョンとし、1週間前の通知により適宜バージョン変更することがあります。
③ヘルプデスクサービス	ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間：9：00～18：00 (月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)

2. 料金

(1) 料金表

区分	料金額	内容
グループウェアサーバ月額利用料	1 暦月につき 10,000 円 (税込 10,500 円)	・グループウェアサーバ専用サーバ (15GB/1 台) ・ヘルプデスク
desknet’ s ソフトウェア月額利用料	1 パック・1 暦月につき 5,000 円 (税込 5,250 円)	・1 パック毎に 10 ユーザの登録が可能です。
初期設定費用	10,000 円 (税込 10,500 円)	申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。
設定変更費	1 回につき 5,000 円 (税込 5,250 円)	・desknet’ s ソフトウェアパック数の変更、グループウェアサーバのハードディスク容量の変更を行う場合に必要となります。パックの数とハードディスク容量の変更を同時に行う場合も 5,000 円となります。

※グループウェアサーバのリソース変更につきましては、【個別規定1: マネージドイントラネット利用条件】 2. 料金 (1) 料金表 ② に準じます。

(2) 申込承諾時点で発生する費用

グループウェアサービス” desknet’ s” の利用申込を当社が承諾した時点で、上記 2(1) のサービス加入時の初期設定費用 10,000 円 (税込 10,500 円) が発生します。実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくはグループウェアサービス” desknet’ s” の終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。

(3) 支払条件

毎月 27 日までに (27 日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。 ※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。 ※初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が 24 時間以上連続した場合、24 時間ごとに 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1) のグループウェアサーバ月額利用料、desknet’ s ソフトウェア月額利用料の支払を免除します。

3. サービスに関するお問合せ先

お問合せ窓口	bit-drive インフォメーションセンター Tel : 0570-006-006 E-mail : info@bit-drive.ne.jp 受付時間：9：00～18：00 (月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個別規定 6：IT資産管理サービス利用条件

1. サービス内容

IT資産管理サービスは、下記①～③により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承下さい。

区分	内容
① IT資産管理サーバ	<p>IT資産管理サービスは、別途お客様がマネージドインターネットでご契約される仮想サーバ（「IT資産管理サーバ」）の専用管理画面上で、以下機能を提供するものです。サービスサーバ1台毎に1契約となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クライアントPCセキュリティ管理 管理対象とするクライアントPCに対して、以下のセキュリティ管理を適用します。 - Windows Update 更新支援 - セキュリティレベル診断 - セキュリティパッチ未実施のPCレポート - ウイルス対策未実施のPCレポート - 禁止ソフトウェア検出&起動制御 - セキュリティアラート 2. IT資産管理 管理対象とするクライアントPCに対して、以下の資産管理を行います。 - ハードウェア一覧 - ソフトウェア一覧 - MSOffice 管理台帳 - ライセンス管理台帳 3. 遠隔管理 管理対象とするクライアントPCに対して、以下の遠隔管理を行います。 - ソフトウェア配布 - リモートコントロール <p>※IT資産管理サービス管理画面の動作条件は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - CPU 1GHz 以上 - メモリ 1GB 以上 - HDD 容量 2GB（推奨 120MB）以上 - ブラウザ Microsoft Internet Explorer 6.0（SP1） Microsoft Internet Explorer 7.0 Microsoft Internet Explorer 8.0
② IT資産管理クライアントソフトウェア	<p>IT資産管理サービスでは、定期的に重をご利用いただくための、クライアントPC専用のクライアントソフトウェアです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ismclient.exe PCセキュリティ管理、IT資産管理を行うために必要な、管理対象のクライアントPC上で動作するソフトウェアです。 2. RCコンソール リモートコントロール機能を利用する上で必要な、お客さまシステム管理者様のクライアントPC上で動作するソフトウェアです。 3. RCクライアント リモートコントロール機能を利用する上で必要な、お客さま一般ユーザー様のクライアントPC上で動作するソフトウェアです。 <p>IT資産管理サービスクライアントソフトウェアの動作環境条件は以下となります。</p> <p>対応OS:</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆32ビット対応 - Windows 2000 Professional、Server SP4 ◆32ビット/64ビット対応 - Windows XP Professional SP2 / SP3（※） - Windows Vista Business、Enterprise、Ultimate SP0 / SP1 / SP2 - Windows 7 Business、Enterprise、Ultimate SP0 - Windows Server 2003 Standard、Enterprise SP2 - Windows Server 2003R2 Standard、Enterprise SP2 - Windows Server 2008 Standard、Enterprise SP1 / SP2 <p>※64ビットバージョンは、SP2のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆Android端末 - Android OS Ver 2.* ~ 3.* ※2.0/2.1は除く <p>ハードウェア:</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆PC端末 - CPU Pentium III 1GHz 以上 Windows Vista/Windows 7/Windows Server 2008 の場合は、Pentium 4 1GHz 以上 - メモリ 128MB 以上（256MB 以上を推奨） Windows Vista/Windows 7/Windows Server 2008 の場合は、1GB 以上 - HDD容量 100MB 以上（500MB 以上を推奨） <ul style="list-style-type: none"> ◆Android端末 - Android対応端末はbit-driveサポートサイトに掲載するもののみとする。
③ヘルプデスクサービス	<p>ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間：9：00～18：00（月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く）</p>

2. 料金

(1) 料金表

区分	料金額	内容
IT 資産管理サーバ月額利用料	1 暦月につき 10,000 円 (税込 10,500 円)	・ IT 資産管理専用サーバ (15GB/1 台) ・ ヘルプデスク
IT 資産管理ソフトウェア月額利用料	1 パック・1 暦月につき 5,000 円 (税込 5,250 円)	・ 管理対象とするクライアント PC の台数が契約単位となります。 ・ 1 パックで 10 台のクライアント PC までご利用可能です。
初期設定費用	10,000 円 (税込 10,500 円)	申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。
設定変更費	1 回につき 5,000 円 (税込 5,250 円)	申込書に記載される設定情報の変更を行います。

(2) 申込承諾時点で発生する費用

IT 資産管理サービスの利用申込を当社が承諾した時点で、上記 2(1) のサービス加入時の初期設定費用 10,000 円 (税込 10,500 円) が発生します。実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくは IT 資産管理サービスの終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。

(3) 支払条件

毎月 27 日までに (27 日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。

※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。

※基本設定費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が 24 時間以上連続した場合、24 時間ごとに 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1) の IT 資産管理ソフトウェア月額利用料の支払を免除します。

4. サービスに関するお問合せ先

お問合せ窓口	bit-drive インフォメーションセンター Tel : 0570-006-006 E-mail : info@bit-drive.ne.jp 受付時間 : 9:00~18:00 (月曜~金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個別規定 7: Web メールサービス利用条件

1. サービス内容

(1) 基本パック

Web メールサービス (基本パック) は、下記①～③により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承下さい。

区分	内容
① Web メールサーバ	マネージドイントラネット上で利用できる、Web メール機能を備えた専用サーバ。
③ Web メールソフトウェア	Web メールサーバ上で、Web メール機能を提供します。提供するバージョンは、当社が定めたバージョンとし、1週間前の通知により適宜バージョン変更することがあります。
④ ヘルプデスクサービス	ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間：9：00～18：00（月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く）

(2) ファイル管理オプション

Web メールサービス (ファイル管理オプション) は、Web メールサービス (基本パック) の利用申込と同時、もしくはご加入中の場合のみ利用申込をお受けしますのご了承下さい。

区分	内容
② ファイル管理オプションソフトウェア	Web メールサーバ上で、ファイル管理機能を提供します。提供するバージョンは、当社が定めたバージョンとし、1週間前の通知により適宜バージョン変更することがあります。

2. 料金

(1) 料金表

区分	料金額	内容
Web メールサーバ月額利用料	1 暦月につき 10,000 円 (税込 10,500 円)	<ul style="list-style-type: none"> Web メールサーバ専用サーバ (15GB/1 台) ヘルプデスク
Web メールソフトウェア月額利用料	基本パック 1 パック・1 暦月につき 1,500 円 (税込 1,575 円)	<ul style="list-style-type: none"> 1 パック毎に 10 ユーザの登録が可能です。 Web メール機能を提供します。
	ファイル管理オプション 1 パック・1 暦月につき 500 円 (税込 525 円)	<ul style="list-style-type: none"> 1 パックは、10 ユーザの登録が可能です。 ファイル管理を提供します。 ※基本パックと同様パック数の加入が必要です
初期設定費用	1 回につき 5,000 円 (税込 5,250 円)	申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。
設定変更費	1 回につき 5,000 円 (税込 5,250 円)	Web メールサービスのパック数の変更、ドメインの変更、追加を行う場合に必要となります。同時に行う場合も 5,000 円となります。

※Web メールサーバのリソース変更につきましては、【個別規定 1: マネージドイントラネット利用条件】 2. 料金 (1) 料金表 ② に準じます。

(2) 申込承諾時点で発生する費用

Web メールサービスの利用申込を当社が承諾した時点で、上記 2(1) のサービス加入時の初期設定費用 10,000 円 (税込 10,500 円) が発生します。実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくは Web メールサービスの終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。

(3) 支払条件

毎月 27 日までに (27 日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。
 ※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リーシング株式会社が代行いたします。
 ※初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

利用開始日以後本則第 18 条第 1 項に従った中断が 24 時間以上連続した場合、24 時間ごとに 1 日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記 2(1) の Web メールサーバ月額利用料、Web メールソフトウェア月額利用料の支払を免除します。

3. サービスに関するお問合せ先

お問合せ窓口	bit-drive インフォメーションセンター Tel : 0570-006-006 E-mail : info@bit-drive.ne.jp 受付時間：9：00～18：00（月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く）
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個別規定 8：イントラネット仮想ホスティングサービス利用条件

1. サービス内容

(1) 基本サービス

イントラネット仮想ホスティングサービス（基本パック）は、下記①～③により構成されるパッケージサービスです。そのうち一部だけの利用申込はお受けできませんので、ご了承下さい。

区分	内容
① ゲートウェイ	マネージドイントラネットと仮想サーバサーバをつなぐゲートウェイ。
② 仮想サーバ	マネージドイントラネットと VPN にて接続可能な仮想サーバ。 「Standard」「Pro」「Premium」「Limited」の4種類のモデルから選択。 ※オペレーションシステムはインストールし、引き渡します。オペレーションシステムの管理は契約者が行います。
③ ヘルプデスクサービス	ヘルプデスクサービス ヘルプデスクサービス受付時間：9：00～18：00（月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く）

(2) オプションサービス

オプションサービスは、イントラネット仮想ホスティングサービスの利用申込と同時に、もしくはご加入中の場合のみ利用申込をお受けしますのでご了承下さい。

区分	内容
① CPU追加	指定の仮想サーバに CPU を追加
② メモリ追加	指定の仮想サーバにメモリを追加
③ ディスク容量追加	指定の仮想サーバにディスクを追加
④ NIC追加	指定の仮想サーバに NIC を追加
⑤ Windows ライセンス	指定の仮想サーバに Windows ライセンスを追加
⑥ ネットワークストレージ	ネットワークを通して利用する大容量ストレージ
⑦ 共用インターネット	共用型のインターネット接続回線 Firewall とグローバル IP アドレス 1 個が利用可能
⑧ 共用インターネット（グローバルアドレス追加）	共用インターネットにグローバルアドレスを追加
⑨ ロードバランサ	仮想アプライアンス型のロードバランサ

2. 料金

(1) 料金表

①基本サービス料金

区分	料金額	内容
ゲートウェイ利用料	1 暦月につき 58,000 円（税込 60,900 円）	・マネージドイントラネットとの VPN 接続 ・インターネット接続（グローバル IP アドレス 1 個） ・東京、大阪のロケーション選択
初期設定費用	1 回につき 98,000 円（税込 102,900 円）	申込書に記載の内容による基本設定のみを行います。 当社エンジニアがヒアリングを行い、ヒアリングの内容を元に設定を遠隔から実施します。

②オプションサービス料金

区分	初期費用	月額利用料	内容
仮想サーバ 月額利用料 Premium モデル(SAS)	47,200 円 (税込 49,560 円)	1 サーバ・1 暦月につき 47,200 円 (税込 49,560 円)	・サーバソース構成 (CPU：1 仮想 CPU、メモリ：1GB、ディスク容量：20GB (SAS)、NIC：1) ・最大リソース (CPU：4 仮想 CPU、メモリ：16GB、ディスク数：3、NIC：2) ・仮想マシン監視 (リソース、プロセス、死活) ・リソース確保 (混雑時にも優先的に指定リソースの利用を保障します) ※Proモデル、Standardモデルへのダウングレードはできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※windows 選択の場合は、別途 Windows ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、契約者がライセンスをご用意いただく必要があります。

Premiumモデル (SATA)	45,300円 (税込47,565円)	1サーバ・1 暦月につき45,300円 (税込47,565円)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成 (CPU:1 仮想CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB (SATA)、NIC:1) ・最大リソース (CPU:4 仮想CPU、メモリ:16GB、ディスク数:3、NIC:2) ・仮想マシン監視 (リソース、プロセス、死活) ・リソース確保 (混雑時にも優先的に指定リソースの利用を保障します) <p>※Promodel、Standardモデルへのダウングレードはできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※windows 選択の場合は、別途 Windows ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、契約者がライセンスをご用意いただく必要があります。</p>
Proモデル (SAS)	33,300円 (税込34,965円)	1サーバ・1 暦月につき33,300円 (税込34,965円)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成 (CPU:1 仮想CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB (SAS)、NIC:1) ・最大リソース (CPU:4 仮想CPU、メモリ:16GB、ディスク数:3、NIC:2) ・仮想マシン監視 (リソース、プロセス、死活) <p>※Standardモデルへのダウングレードはできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※windows 選択の場合は、別途 Windows ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、契約者がライセンスをご用意いただく必要があります。</p>
Proモデル (SATA)	31,400円 (税込32,970円)	1サーバ・1 暦月につき31,400円 (税込32,970円)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成 (CPU:1 仮想CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB (SATA)、NIC:1) ・最大リソース (CPU:4 仮想CPU、メモリ:16GB、ディスク数:3、NIC:2) ・仮想マシン監視 (リソース、プロセス、死活) <p>※Standardモデルへのダウングレードはできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※windows 選択の場合は、別途 Windows ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、契約者がライセンスをご用意いただく必要があります。</p>
Standardモデル (SAS)	17,500円 (税込18,375円)	1サーバ・1 暦月につき17,500円 (税込18,375円)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成 (CPU:1 仮想CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB (SAS)、NIC:1) ・最大リソース (CPU:2 仮想CPU、メモリ:4GB、ディスク数:3、NIC:2) <p>※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※windows 選択の場合は、別途 Windows ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、契約者がライセンスをご用意いただく必要があります。</p>
Standardモデル (SATA)	15,800円 (税込16,590円)	1サーバ・1 暦月につき15,800円 (税込16,590円)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成 (CPU:1 仮想CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB (SATA)、NIC:1) ・最大リソース (CPU:2 仮想CPU、メモリ:4GB、ディスク数:3、NIC:2) <p>※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※windows 選択の場合は、別途 Windows ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、契約者がライセンスをご用意いただく必要があります。</p>
Limitedモデル (SAS)	72,000円 (税込75,600円)	1サーバ・1 暦月につき72,000円 (税込75,600円)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成 (CPU:1 仮想CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB (SAS)、NIC:1) ・最大リソース (CPU:4 仮想CPU、メモリ:16GB、ディスク数:5、NIC:2) ・仮想マシン監視 (リソース、プロセス、死活) ・リソース確保 (混雑時にも優先的に指定リソースの利用を保障します) <p>※モデル変更はできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となります。 ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※windows 選択の場合は、別途 Windows ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、契約者がライセンスをご用意いただく必要があります。</p>

	Limite dモデル(SA TA)	69,800円 (税込73,290円)	1サーバ・1暦月につき69,800円 (税込73,290円)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバソース構成 (CPU:1 仮想 CPU、メモリ:1GB、ディスク容量:20GB (SATA)、NIC:1) ・最大リソース (CPU:4 仮想 CPU、メモリ:16GB、ディスク数:5、NIC:2) ・仮想マシン監視 (リソース、プロセス、死活) ・リソース確保 (混雑時にも優先的に指定リソースの利用を保障します) ※モデル変更はできません ※OSをインストールまでを当社で実施します。OS以上は、契約者の責任範囲となり ※加入時にOSの選択が必要となります。契約途中でのOSの変更はできません。 ※OSは、CentOS、Window、Red Hat Enterprise から選択が可能 ※windows 選択の場合は、別途 Windows ライセンスのオプション追加が必要です。 ※Red Hat Enterprise は、契約者がライセンスをご用意いただく必要があります。
サービスオプション サービス契約にオプションとして追加可能	ネットワーク ストレージ	21,600円 (税込22,680円)	500GB・1暦月につき21,600円 (税込22,680円)	<ul style="list-style-type: none"> ・500GB~5TBの範囲での追加。500GB単位 ※サービス1契約につき1つのみオプション追加可能 ※利用途中でストレージ容量の増加は可能ですが、減少はできません。 ※東京ロケーションのみ利用可能
	共用インターネット	29,000円 (税込30,450円)	1暦月につき29,000円(税込30,450円)	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書で指定したFirewall利用 ・グローバルIPアドレス1個 (NATにより使用) ※サービス1契約につき1つのみオプション追加可能
	共用インターネット(グローバルアドレス追加)	14,600円 (税込15,330円)	1暦月につき14,600円(税込15,330円)	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルIPアドレス1個 (NATにより使用) ※共用インターネット (サービスオプション) を契約した場合のみ、オプション追加可能 ※オプション追加可能な契約数は、東京ロケーションでは、16個まで、大阪ロケーションでは、4個まで
	ロードバランサ10	26,100円 (税込27,405円)	1暦月につき26,100円(税込27,405円)	<ul style="list-style-type: none"> ・10MbpsのL4/L7ロードバランサ機能 ・単体、冗長構成の選択が可能 ※東京ロケーションのみ利用可能 ※同時にロードバランサ100、ロードバランサ100S、ロードバランサ1000Sのオプション追加はできません
	ロードバランサ100	48,400円 (税込50,820円)	1暦月につき48,400円(税込50,820円)	<ul style="list-style-type: none"> ・100MbpsのL4/L7ロードバランサ機能 ・単体、冗長構成の選択が可能 ※東京ロケーションのみ利用可能 ※同時にロードバランサ10、ロードバランサ100S、ロードバランサ1000Sのオプション追加はできません
	ロードバランサ100S	79,100円 (税込83,055円)	1暦月につき79,100円(税込83,055円)	<ul style="list-style-type: none"> ・100MbpsのL4/L7ロードバランサ機能 ・単体、冗長構成の選択が可能 ・SSLに対応 (50TPS) ※東京ロケーションのみ利用可能 ※同時にロードバランサ10、ロードバランサ100、ロードバランサ1000Sのオプション追加はできません
ロードバランサ1000S	120,600円 (税込126,630円)	1暦月につき120,600円(税込126,630円)	<ul style="list-style-type: none"> ・1000MbpsのL4/L7ロードバランサ機能 ・単体、冗長構成の選択が可能 ・SSLに対応 (5000TPS) ※東京ロケーションのみ利用可能 ※同時にロードバランサ10、ロードバランサ100、ロードバランサ1000Sのオプション追加はできません 	
サーバオプション 各仮想サーバにオプションとして追加可能	CPU追加(Premiumモデル)	9,300円 (税込9,765円)	1仮想CPU・1暦月につき9,300円(税込9,765円)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Premiumモデル)へ1仮想CPU追加 ・最大4仮想CPUまで
	CPU追加(Promoモデル)	4,700円 (税込4,935円)	1仮想CPU・1暦月につき4,700円(税込4,935円)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Promoモデル)へ1仮想CPU追加 ・最大4仮想CPUまで
	CPU追加(Standardモデル)	4,400円 (税込4,620円)	1仮想CPU・1暦月につき4,400円(税込4,620円)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Standardモデル)へ1仮想CPU追加 ・最大2仮想CPUまで
	CPU追加(Limitedモデル)	10,800円 (税込11,340円)	1仮想CPU・1暦月につき10,800円(税込11,340円)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Limitedモデル)へ1仮想CPU追加 ・最大4仮想CPUまで
	メモリ追加(Premiumモデル)	6,200円 (税込6,510円)	1メモリ・1暦月につき6,200円(税込6,510円)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Premiumモデル)へ1GBメモリ追加 ・最大16GBまで
	メモリ追加(Promoモデル)	3,100円 (税込3,255円)	1メモリ・1暦月につき3,100円(税込3,255円)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Promoモデル)へ1GBメモリ追加 ・最大16GBまで
	メモリ追加(Standardモデル)	2,900円 (税込3,045円)	1メモリ・1暦月につき2,900円(税込3,045円)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバ(Standardモデル)へ1GBメモリ追加 ・最大4GBまで

メモリ追加 (L i m i t e dモデル)	10, 800円 (税込11, 340円)	1メモリ・1 暦月につき7, 200円(税込7, 560円)	・仮想サーバ (L i m i t e dモデル) へ1GBメモリ追加 ・最大16GBまで
Windows ライセンス (P r e m i u mモデル)	1, 600円 (税込1, 680円)	メモリ1GB・1 暦月につき1, 600円 (税込1, 680円)	・仮想サーバ (P r e m i u mモデル) のWindows ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Windows を選択した場合、オプションの追加契約が必要
Windows ライセンス (P r oモデル)	900円 (税込945円)	メモリ1GB・1 暦月につき900円 (税込945円)	・仮想サーバ (P r oモデル) のWindows ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Windows を選択した場合、オプションの追加契約が必要
Windows ライセンス (S t a n d a r dモデル)	800円 (税込840円)	メモリ1GB・1 暦月につき800円 (税込840円)	・仮想サーバ (S t a n d a r dモデル) のWindows ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Windows を選択した場合、オプションの追加契約が必要
Windows ライセンス (L i m i t e dモデル)	1, 900円 (税込1, 995円)	メモリ1GB・1 暦月につき1, 900円 (税込1, 995円)	・仮想サーバ (L i m i t e dモデル) のWindows ライセンス ・仮想サーバのOS選択において、Windows を選択した場合、オプションの追加契約が必要
ディスク容量追加 (S A S)	2, 100円 (税込2, 205円)	10GB・1 暦月につき2, 100円(税込2, 205円)	・S A Sディスク10GB ※10GB単位の追加 (「ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBまで) ※50GB単位の追加 (「ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBから) ※ディスクあたり、最大250GBまで ※加入時に追加するディスクを選択できます。最大3ディスクまで利用できます。 ※「ディスク容量追加」の解約は、ディスク単位のみとなります。また、最終追加ディスクのみの解約が可能です ※同一ディスクでの容量の減少となる「ディスク容量追加」の解約はできません。 ※OSがWindows2003をご利用の場合、初期の仮想サーバと同一のドライブへの追加はできません。
ディスク容量追加 (S A T A)	1, 200円 (税込1, 260円)	10GB・1 暦月につき1, 200円(税込1, 260円)	・S A T Aディスク10GB ※10GB単位の追加 (「ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBまで) ※50GB単位の追加 (「ディスク容量追加」オプション契約後、該当ディスクが100GBから) ※ディスクあたり、最大500GBまで ※加入時に追加するディスクを選択できます。最大3ディスクまで利用できます。 ※「ディスク容量追加」の解約は、ディスク単位のみとなります。また、最終追加ディスクのみの解約が可能です ※同一ディスクでの容量の減少となる「ディスク容量追加」の解約はできません。 ※OSがWindows2003をご利用の場合、初期の仮想サーバと同一のドライブへの追加はできません。
N I C追加	3, 100円 (税込3, 255円)	1N I C・1 暦月につき3, 100円(税込3, 255円)	・1N I C ※最大2N I Cまで ※ネットワークストレージ利用時には、本オプション追加が必ず必要となります

③変更料金

区分	料金額	内容
設定変更費	1回につき5, 000円 (税込5, 250円)	契約変更を伴わない変更における手数料

(2) 申込承諾時点で発生する費用

イントラネット仮想ホスティングサービスの利用申込を当社が承諾した時点で、上記2(1)のサービス加入時の①基本サービス料金の「初期設定費用」および②オプション料金の各「初期費用」が発生します。実際のご利用有無にかかわらず、又、本契約終了若しくはイントラネット仮想ホスティングサービスの終了までの期間の長短にかかわらず、お支払いいただくこととなりますので、ご了承下さい。

(3) 支払条件

毎月27日までに(27日が銀行休日の場合はその翌銀行営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座からの振替にてお支払いいただきます。
 ※イントラネット仮想ホスティングサービスは、利用開始当該月分の支払額を無償とし、解除当該月分の支払額は、全額負担するものとします。
 ※契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受けるSFIリーシング株式会社が代行いたします。
 ※初期費用は、月額利用料の初回請求時に併せてご請求させていただきます。

(4) サービス提供中断時の支払免除額

利用開始日以後本則第18条第1項に従った中断が24時間以上連続した場合、24時間ごとに1日と数えて日割計算し、その日数に対応する上記2(1)の各月額利用料の支払を免除します。

3. その他

区分	内容
最低利用期間	基本サービス契約：3ヶ月、オプションサービス契約：1ヶ月
メンテナンス	マネージドイントラネットの定期メンテナンス以外に仮想サーバサービスの通常メンテナンスを行う場合があります。その場合には、2週間前に通知します。また、サービス提供に支障きたす恐れがあると当社が判断した場合、緊急メンテナンスを実施します。
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想サーバのオペレーションシステム上は契約者の責任範囲とします。 ・ネットワーク部分に関しては、イントラネット仮想ホスティングサービスロケーションに設置される DG-X1000 の疎通までを当社の責任範囲とします。 ・イントラネット仮想ホスティングサービスにて使用する IP アドレスは、当社が指定します。 ・各お客様拠点にて同一ネットワークアドレスを利用できません。 ・仮想サーバは、DHCP により固定アドレスを付与します。各仮想サーバで静的な固定アドレスの設定はできません。 ・各仮想サーバのオペレーションシステムのカーネルアップデート、サービスパックの適用を実施できません

4. サービスに関するお問合せ先

お問合せ窓口	bit-drive インフォメーションセンター Tel : 0570-006-006 E-mail : info@bit-drive.ne.jp 受付時間 : 9:00~18:00 (月曜~金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------